

Ⅲ 児童の保健福祉

1 児童の定義

児童福祉法により、満18歳に満たない者をいい、さらに次のように細分されています。

乳 児・・・ 満1歳に満たない子ども

幼 児・・・ 満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの子ども

少 年・・・ 小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの子ども

2 児童数の推移

	平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	児童数	要保育児童数	児童数	要保育児童数	児童数	要保育児童数	児童数	要保育児童数	児童数	要保育児童数
0 歳	1,964	451	1,912	432	1,842	404	1,670	362	1,597	312
1 歳	2,023	1,156	1,937	1,174	1,894	1,179	1,819	1,152	1,662	1,098
2 歳	2,121	1,352	1,993	1,260	1,898	1,211	1,850	1,164	1,816	1,240
3 歳	2,171	1,223	2,052	1,292	1,936	1,217	1,880	1,200	1,819	1,217
4 歳	2,188	1,216	2,139	1,316	2,035	1,289	1,915	1,200	1,858	1,211
5 歳	2,328	1,243	2,146	1,305	2,098	1,278	2,028	1,280	1,879	1,208
計	12,795	6,641	12,179	6,779	11,703	6,578	11,162	6,358	10,631	6,286

※数値は、毎年5月1日現在です。

3 新させばっ子未来プラン（次世代育成支援佐世保市行動計画

・佐世保市子ども・子育て支援事業計画）————子ども未来部各課

(1) 背景と策定経緯

佐世保市では、子どもを安心して産み、楽しく育て、子育てが健やかに成長できる環境づくりを進めながら、心豊かな人を育むまちを目指すため、子ども・子育て分野のマスタープランである「新させばっ子未来プラン」を平成27年3月に策定し、各種施策・事業を展開してきました。

昨今、深刻化する子どもの虐待や貧困などの厳しい状況に加え、国においては、「人づくり革命」としての幼児教育・保育の無償化が進められる一方、佐世保市においても平成28年4月の中核市移行に伴い、児童福祉及び母子保健に関する移譲事務権限への対応のほか、令和元年度には西九州させば広域都市圏を形成し、各種連携事業の推進を図るなどの新たな動きがありました。

このような背景を踏まえ、「新させばっ子未来プラン」の計画期間が令和元年度までとなっていることから、今後における継続的かつ計画的な政策展開を図るため、令和2年度を始期とする「第2期新させばっ子未来プラン」を令和2年3月に策定しました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、本市のまちづくりの指針である「佐世保市総合計画」を上位計画とし、「佐世保市地域福祉計画」などの関連する政策分野の計画と整合を図りながら、本市における子どもと子育てに関する施策を総合的に推進するための計画とします。

また、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画と、「子ども・子育て支援法」に基づく市町村事業計画として位置づけるとともに、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づくひとり親家庭等自立促進計画と、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画の内容を含みます。

(3) 計画の体系

本計画は、佐世保市が「育み、学び、認め合う『人財』育成都市」を目指す中で、「子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できるまち」の実現にあたり、3つの施策及び施策を横断する4つの包括的重点プロジェクトに基づく各種取組の計画的な推進を図ります。

《 施 策 》

●母子保健の推進と安心な育児環境の充実

●地域での子どもと子育ての支援

●幼児教育・保育の充実

《 包括的な重点プロジェクト 》

●子どもの心身と安全を守るプロジェクト

●子どもの貧困対策プロジェクト

●ワーク・ライフ・バランス推進プロジェクト

●市民目線での子育て情報発信プロジェクト

(4) 各施策の目標

●母子保健の推進と安心な育児環境の充実

KPI (重要業績評価指標)	現 状 (平成30年度)	目 標 (令和6年度)
乳幼児健康診査受診率	95.4%	96%
乳幼児福祉医療費受給資格の認定率	99.2%	100%

●地域での子どもと子育ての支援

KPI (重要業績評価指標)	現 状 (平成30年度)	目 標 (令和6年度)
地域子ども・子育て支援事業の 平均利用回数	37.3回	50回

●幼児教育・保育の充実

KPI (重要業績評価指標)	現 状 (平成30年度)	目 標 (令和6年度)
保育所等待機児童数 (10月1日現在)	5人	0人
幼児教育・保育の量の確保率※ (10月1日現在)	100.7%	100%

※幼児教育・保育の見込み量に対する入所者数の割合

(5) 各種取組み

●母子保健の推進と安心な育児環境の充実

〈1〉妊娠・出産等に関する知識の普及

①幼児期から思春期における「いのちの教育」の推進

②ライフデザイン構築のための支援

③食育による子育て支援

〈2〉母子への切れ目ない支援と育児負担の軽減

- ①安全で健やかな妊娠・出産への支援
- ②乳幼児健康診査の適切な実施
- ③家庭訪問による支援
- ④子どもに関する相談支援
- ⑤児童虐待の未然防止
- ⑥ひとり親家庭等の自立促進（佐世保市ひとり親家庭等自立促進計画）

〈3〉子ども療育と発達支援

- ①子ども発達センターと地域での障がい児支援
- ②すぎのこ園での障がい児支援

〈4〉経済的支援の充実

- ①児童手当・児童扶養手当制度の適切な実施
- ②福祉医療制度の運用

●地域での子どもと子育ての支援

〈1〉地域における子育て支援の充実

- ①地域子育て支援機能の充実
- ②ファミリーサポートセンターの運営
- ③子育て支援サークルの自主的活動へのサポート
- ④子育てサポーターの養成
- ⑤子育て支援意識の高揚
- ⑥事業者の子育てに対する理解促進

〈2〉地域における子どもの健全育成

- ①新・放課後子ども総合プランに係る取組の推進
- ②施設の利活用による地域での子どもの居場所づくり

●幼児教育・保育の充実

〈1〉幼児教育・保育における量の確保と質の向上

- ①幼児教育・保育環境の充実
- ②幼児教育・保育の質の向上

〈2〉幼児教育・保育における多様な事業・サービスの展開

- ①延長保育等の実施
- ②病児保育の推進
- ③その他の保育事業

4 相談窓口

子ども未来部各課

子ども保健課子ども子育て応援センター

(1) 市役所子ども未来部子ども保健課子ども子育て応援センター

(中央保健福祉センター4階 TEL 24-1111)

子どもに関する総合相談窓口として平成18年4月に新設。福祉・保健分野のみならず、教育や心理といった分野も含め、子どもや子育てに関するあらゆる悩み・相談に、専門の相談員が対応します。

〔令和4年度相談件数〕 5,371件

〔参考〕

ア 長崎県佐世保こども・女性・障害者支援センター（旧 佐世保児童相談所）
（佐世保市万徳町10-3 TEL 24-5080）

- (ア) 市の行う児童相談業務に対して、情報の提供その他必要な援助を行います。
- (イ) 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行います。
- (ウ) 児童及び保護者につき、調査または医学・心理学等による判定に基づいて必要な指導を行います。
- (エ) 必要に応じ、児童の一時保護や施設入所措置等を行います。

イ 民生委員・児童委員と主任児童委員

- (ア) 各地区に配置されている民生委員・児童委員及び主任児童委員が相談に応じます。

5 児童の健全育成 子ども政策課

(1) 児童センター

児童に健全な遊びを与えて健康を増進し、情緒を豊かにするため、市内9カ所に児童センターを設置しています。

〔開館〕 ・平日 10時00分～18時30分

・土曜日、春・夏・冬休み期間 8時30分～18時30分

〔休館〕 日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

〔センターの所在地と利用状況（令和4年度）〕

センター名	所在地	電話番号	利用者数（人）
稲荷児童センター	稲荷町2-5	34-1152	3,274
大野児童センター	田原町8-37	40-9345	8,987
黒髪児童センター	黒髪町52-5	34-0700	9,385
相浦児童センター	相浦町357	47-2323	4,833
早岐児童センター	花高1丁目6-45	38-1152	5,612
春日児童センター	春日町18-9	25-3785	5,570
広田児童センター	重尾町63	39-5366	9,112
山澄児童センター	潮見町14-14	31-2557	4,205
宇久児童センター	宇久町平1910-1	0959-57-3132	6,061
計			57,039

(2) 児童交流センター

児童と地域住民との交流を通じて、児童の健やかな発育を促し情操を豊かにするために設置しています。

〔開館〕 ・平日 10時00分～19時00分

・土曜日 8時30分～19時00分

〔休館〕 日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

〔所在地〕 児童交流センターことひら 御船町364-5 (TEL 24-6855)

〔令和4年度利用状況〕 7,329人

(3) 児童クラブ

昼間保護者のいない家庭の小学生を対象に、遊びを主とする健全育成活動を行う地域組織として、児童クラブを設置し、児童の健全育成を図ります。

(児童クラブの所在地と登録児童数)

令和5年4月1日現在

No.	クラブ名	所在地	児童数
1	Y o uキッズクラブ	城間町305番2	32
2	三川内児童クラブ	口ノ尾町698	44
3	第1広田ハーモニークラブ	広田1丁目33-2	40
4	第2広田ハーモニークラブ	広田1丁目33-2	40
5	第3広田ハーモニークラブ	広田1丁目33-2	40
6	花高学童クラブ	花高1丁目269番地	21
7	花高学童教室	花高3丁目2番7号	53
8	光の子第1学童クラブ	上原町11番地5	26
9	光の子第2学童クラブ	上原町11番地5	24
10	こぼと学童クラブ	早岐1丁目3番6号	42
11	学童クラブとうめいキッズ	江上町933番地1	35
12	第一学童クラブぼーしゃな	針尾西町260番地1	34
13	キッズクラブKURINOMI	黒髪町598番地1	50
14	もみじが丘児童クラブ	もみじが丘町41-11	42
15	学童教室コスモスクラブ	白岳町148-5	47
16	愛和学童クラブ天神教室	天神2丁目19番45号	34
17	マミー学童クラブ	天神町1193-4	37
18	やまづみ児童クラブ	山祇町9-32	27
19	ぼちぼちくらぶ	小佐世保町18番1号	40
20	みっきー学童教室	高天町6番4号	63
21	学童くらぶ みらいキッズ第1教室	祇園町2-11 ICC させびビル1F	46
22	山手児童クラブ	折橋町10番25号	11
23	きくのか学童クラブ	瀬戸越4丁目1401番地	43
24	ちあふるキッズぽっぼ	大野町231番地1	49
25	がんばりクラブ	田原町7-20	50
26	キッズクラブASOKA KITA	田原町203番地	48
27	あおぞらランド	保立町12-31	31
28	ことひら児童クラブ	御船町364-5	28
29	赤崎児童クラブ	鹿子前町330	49
30	船越児童クラブ	船越町736-1	29
31	日野きのこ学童クラブ	日野町1308番地	48
32	相浦児童クラブ	上相浦町3-9	51
33	信愛児童クラブ	新田町254-10	7
34	相西きのこ学童クラブ	相浦町794番地	55
35	中里児童クラブ	中里町356	47
36	かいぜ学童クラブ	皆瀬町106番地	39
37	柚木児童クラブ	柚木町2372番地	15
38	世知原児童クラブ	世知原栗迎104番地17	34
39	こさざ児童クラブ	小佐々町西川内532番地2	57
40	くすっ子クラブ	小佐々町楠泊526	24

41	江迎児童クラブ	江迎町長坂50番地1	34
42	江迎青い実幼稚園児童クラブ	江迎町猪調915	45
43	鹿町っ子クラブ	鹿町町深江730-1	29
44	歌浦児童クラブ	鹿町町下歌ヶ浦791-11	26
45	めばえ学童クラブ	広田1丁目27番22号	56
46	あさごっこクラブ	浅子町58番地	26
47	しいのき児童クラブ	吉井町直谷798-1	25
48	放課後児童クラブよしいのき	吉井町前岳27番の3	13
49	相浦ひまわり学童クラブ	相浦町1889	15
50	なかざとキッズ	中里町342	14
51	桜山児童クラブ	東大久保町212	28
52	みなとっ子児童クラブ	若葉町13-10	27
53	学童くらぶ ふらっと	大和町205-7	36
54	放課後児童クラブ そらいろ	広田1丁目37番23号	39
55	児童クラブ 楓の森	木風町696番地4	41
56	くすのき児童クラブ	保立町12-9 1階	40
57	さくのか第2学童クラブ	瀬戸越4丁目1401番地	45
58	学童教室花高コスモスクラブ	花高2丁目7-1	14
59	学童教室黒髪コスモスクラブ	黒髪町43-32	30
60	Happyあいのうら児童クラブ	木宮町3番6号	44
61	第二学童クラブぽーしゃな	針尾西町260番地1	34
62	学童くらぶ みらいキッズ第2教室	祇園町2-11	35
63	放課後児童クラブ そらいろ早岐	早岐2丁目41-65	45
64	大塔児童クラブ いちにのさん	日宇町2896-1	53
65	放課後児童クラブ そらいろ日宇	日宇町712	40
66	学童教室天神コスモスクラブ	天神5丁目28-16	24
67	さくらんぼ児童クラブ	大野町20番地2	45
68	Happyひの児童クラブ	日野町858番地9	41
69	Happyなかざと児童クラブ	中里町342番地2	43
70	相西きのこ第2学童クラブ	相浦町1035-1	49
71	赤崎さんさんクラブ	鹿子前町917-1	20
72	児童クラブ いちにのさん港	天神町1899-4	8
73	児童クラブ いちにのさん山手	折橋町31-21	13

(4) 児童福祉週間事業

5月5日からの児童福祉週間にちなみ、平成9年度から佐世保市内の児童を対象として親子のふれあいの場を提供するイベント『させぼわんぱくひろば』を開催しています。

6 手当等 ————— 子ども支援課

(1) 児童手当

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援します。

- ①支給対象 0歳から中学校修了(15歳になった後の最初の3月31日)前の子どもを養育している方に支給されます。

②支給額（月額）

支給対象児童		所得制限 限度額未満	所得制限 限度額以上	所得上限 限度額以上
0～3歳未満	一律	15,000円	5,000円	0円
3歳以上 小学校修了前	第1子・第2子	10,000円	5,000円	0円
	第3子以降	15,000円	5,000円	0円
中学生	一律	10,000円	5,000円	0円

※所得制限限度額 6,220,000円、所得上限限度額 8,580,000円（受給者本人所得）
 ※扶養親族等1人増すごとに、380,000円加算、その他控除できる場合あり。

③支給月

年3回、4ヶ月分ずつ支給

- 10月支給・・・ 6～9月分
- 2月支給・・・ 10～1月分
- 6月支給・・・ 2～5月分

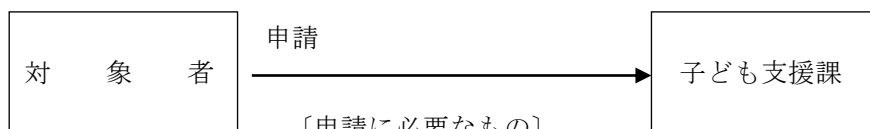
④受給者数（令和5年2月末現在）

受給者数 13,841人（施設含む）
 児童数 24,563人

⑤財源内訳

支給対象児童		国	都道府県	市町村
0～3歳未満	被用者	37/45	4/45	4/45
	非被用者	4/6	1/6	1/6
3歳以上～小学校修了前	第1子・第2子	4/6	1/6	1/6
	第3子以降	4/6	1/6	1/6
中学生		4/6	1/6	1/6

特例給付の0～3歳未満の被用者は、国4/6、都道府県1/6、市町村1/6
 公務員は所属庁10/10



- [申請に必要なもの]
- 〈1〉 請求者及びその配偶者のマイナンバー
 - 〈2〉 請求者名義の普通預金口座
 - 〈3〉 届出者の本人確認書類
 - 〈4〉 請求者が共済組合に加入している場合は保険証の写し
 - 〈5〉 その他（状況に応じて必要書類が異なります）

(2) 児童扶養手当

父又は母と生計を同じくしていない児童が養育されているひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図ります。

①支給対象

父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、一定の障がい等を有する場合は20歳未満）を監護している母や、児童を監護し、かつ生計を同じくする父、父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。

また、父又は母が施行令に定める程度の障がいの状態にあるか、生死不明などにより児童を監護できない場合についても支給対象になり得る場合があります。

- ②支給除外
- 〈1〉父又は母が婚姻の届出を提出していなくても、事実上の婚姻関係〔同居や出入り、内縁関係〕があるとき。
 - 〈2〉父又は母、子が日本国内に住所を有しないとき。
 - 〈3〉父又は母が子を監護していないとき。（子が里親に委託されたり、児童〔社会〕福祉施設に入所しているときなど）

③所得制限限度額 別表のとおり

④支給額（月額） 1人 44,140円（令和5年4月～）
（一部支給停止者 44,130円～10,410円）

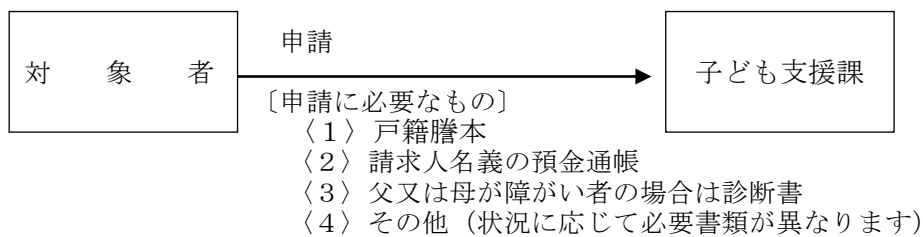
⑤加算額

- ・全部支給の場合
 - 児童2人のときは10,420円加算
 - 3人以上のときは、1人 増える毎に6,250円加算
- ・一部支給の場合
 - 児童2人のときは所得に応じて10,410円から5,210円加算
 - 3人以上のときは所得に応じて6,240円から3,130円が1人増える毎に加算

⑥支給時期 1月、3月、5月、7月、9月、11月

⑦財源内訳 国 1/3 市 2/3

⑧支給対象者数 2,309人（令和5年2月末現在）



令和5年度 児童扶養手当所得制限限度額表

扶親族養数	受給者本人				孤児等の養育者配偶者・扶養義務者	
	全部支給		一部支給停止		収入額	所得額
	収入額	所得額	収入額	所得額		
0人	1,220,000	490,000	3,114,000	1,920,000	3,725,000	2,360,000
1人	1,600,000	870,000	3,650,000	2,300,000	4,200,000	2,740,000
2人	2,157,000	1,250,000	4,125,000	2,680,000	4,675,000	3,120,000
3人	2,700,000	1,630,000	4,600,000	3,060,000	5,150,000	3,500,000
4人	3,243,000	2,010,000	5,075,000	3,440,000	5,625,000	3,880,000
1人につき	加算 380,000		加算 380,000		加算 380,000	

1. 上記制限限度額に加算できるもの

本人	老人扶養親族、老人控除対象配偶者	100,000円加算（1人につき）
	特定扶養親族、16歳以上19歳未満の扶養親族	150,000円加算（1人につき）
扶養義務者・孤児養育者	老人扶養親族	※60,000円加算（1人につき）

※については、扶養親族が2名以上で、うち老人扶養親族がある場合のみ加算できます。

2. 所得から控除できるもの

諸控除	控除金額
社会保険料相当額	80,000円
給与・公的年金等の所得の合計額から控除	100,000円
障害者控除、勤労学生控除	270,000円
特別障害者控除	400,000円
※注1 ひとり親控除（母又は父を除く）	350,000円
※注1 寡婦控除（母を除く。父は対象外）	270,000円
配偶者特別控除	当該控除額
雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除	当該控除額

※注1 支給申請者（養育者を除く）は対象外です。

◎ 所得の範囲に、非課税所得である「養育費所得」を含めます。（算入する額は8割に相当する額）

養育費とは … 受給資格者（養育者を除く）がその監護する児童の父又は母から当該児童についての扶養義務を履行する為の費用として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の8割に相当する金額。（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）

(3) 交通遺児支援事業

交通遺児が、小・中学校に入学あるいは中・高等学校を卒業するときなどに、その保護者に対し支援金を支給します。

①支給金額	小学校入学	50,000円	中学校入学	100,000円
	中学校卒業	150,000円	高等学校卒業	300,000円
	緊急一時金	100,000円		

[令和4年度実績]	小学校入学	0人	中学校入学	1人	中学校卒業	0人
	高等学校卒業	2人	緊急一時金	0人		
[財源内訳]	市単独事業					

7 保育所 保育幼稚園課

(1) 目的

保育を必要とする児童を保護者に代わって保育する施設です。両親が会社に勤務している、病気・出産・病人看護などの理由により、就学前の児童（乳児を含む）の保育を必要とする状況の家庭を支援する施設です。

(2) 入所の理由として認められる保護者の条件

- ①就労
- ②妊娠・出産（出産予定日の前月初日（多胎の場合は前々月の初日）から出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで）
- ③疾病・障がい
- ④介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動（最長3ヵ月）
- ⑦就学
- ⑧虐待・DV
- ⑨育児休業
- ⑩その他

※①、④、⑦は月60時間以上のもの。

(3) 必要書類

- ①保育所等利用申込書
- ②入所理由を示す書類（(2)の各理由に則した所定の書類）
- ③保育料決定のための書類（該当者のみ）

※令和5年9月以降の入所希望の場合で令和5年1月1日の住所地が佐世保市外の場合は、令和5年1月1日現在の住所地発行の「令和5年度住民税所得課税証明書」、または「個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書」が必要。

(4) 入所申込方法と入所

- ①入所枠に応じて随時入所ができます。申込は原則として市役所保育幼稚園課及び宇久行政センターで受け付けていますが、都合がつかない場合は郵送でも受け付けています。
- ②(3)の書類が整って初めて正式な入所申込を受け付け、市が審査し入所を承諾します。

[財源内訳]	国	2/4	県	1/4	市	1/4
--------	---	-----	---	-----	---	-----

令和 5 年度 佐世保市利用者負担金（保育料）

階層		階層区分	保育認定（3号認定） (令和5年3月31日時点で満3歳未満)		
			国基準額	佐世保市	
1	A	生活保護世帯・里親世帯	0	0	
2	B2	B または B1 のうち母子世帯等	0	0	
3	B1	B のうち均等割非課税世帯	0	0	
4	B	所得割非課税世帯	19,500	12,400	
5	C2	C または C1 のうち母子世帯等	9,000 2子目以降無料	8,300 2子目以降無料	
6	C1	市民 税 所 得 割 課 税 額	48,599 円以下	19,500	
7	C		57,699 円以下	30,000	22,200
			77,100 円以下	30,000	22,200 所得制限対象外
			96,999 円以下	30,000	27,000
9	D2		168,999 円以下	44,500	33,600
10	D3		211,200 円以下	61,000	40,000
11	D4		300,999 円以下	61,000	44,000
12	D5	396,999 円以下	80,000	48,000	
13	D6	397,000 円以上	104,000	62,400	

- ※ 1 上記金額は第 1 子目の金額であり、2 子目は 1/2 の金額、3 子目は無料となります。
(ただし、C2 階層の方は 2 子目以降が無料となります。)
- ※ 2 人数の数は、保育所等を同時に利用する兄弟からカウントします。
- ※ 3 保育認定の B～C 階層（**所得割課税額が 57,699 円以下に限る**）に該当する方（**太いラインより階層が低い方**）は、原則として一番年長の兄弟児から数えて 2 子目は半額、3 子目以降は無料となります。
(ただし、C2 階層の方は 2 子目以降が無料となります。)
- ※ 4 階層ごとの利用者負担額（保育料）は、令和 5 年 3 月 31 日時点での満年齢で適用となりますので、**年度の途中で満 3 歳になった場合でも、負担額（保育料）は変わりません。**
- ※ 5 利用する施設・事業、公私立を問わず、認定区分ごとに同一の負担額となります。
- ※ 6 令和 5 年 9 月～令和 6 年 8 月分保育料は、令和 5 年度の市民税額に基づく保育料となります。
- ※ 7 保育料算定の際に使用する市民税所得割課税額は、子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項第 2 号の内閣府令で定める規定により、住宅借入金等特別税額控除などの税額控除がある場合、税額控除額を加算した額となります。
- ※ 8 「母子世帯等」とは、母子・父子世帯、在宅障がい児（者）がいる世帯をいいます。
- ※ 9 3 号認定保育料には、給食費（主食費・副食費）を含みます。
- ※ 10 この保育料のほかに、給食費（主食費・副食費）、行事代、バス利用代などの実費徴収費が必要となる場合があります。

副食費の免除対象者

1号及び2号認定のうち、下表中「○」の箇所に該当する方の副食費は免除となります。（3号認定については、保育料の中に給食費が含まれています。）

階層	階層区分	教育認定（1号認定）			保育認定（2号認定） 令和5年3月31日時点で 満3歳以上			
		第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	
1	A	生活保護世帯	○	○	○	○	○	○
2	B2	Bまたは B1のうち母子世帯等	○	○	○	○	○	○
3	B1	Bのうち 均等割非課税世帯	○	○	○	○	○	○
4	B	所得割非課税世帯	○	○	○	○	○	○
5	C2	Cまたは C1のうち母子世帯等	○	○	○	○	○	○
6	C1	48,599円以下	○	○	○	○	○	○
7	C	57,699円以下	○	○	○	○	○	○
		77,100円以下	○	○	○	/	○	○
8	D1	96,999円以下	/	○	○	/	○	○
9	D2	168,999円以下	/	○	○	/	○	○
10	D3	211,200円以下	/	○	○	/	○	○
11	D4	300,999円以下	/	○	○	/	○	○
12	D5	396,999円以下	/	○	○	/	○	○
13	D6	397,000円以下	/	○	○	/	○	○

※第1子・第2子・第3子のカウントについて

1号認定子ども：原則、小学3年生から第1子と数えます。

2号認定子ども：原則、保育所等を利用している子どもから第1子と数えます。

公立・私立保育所入所状況表

(令和5年4月1日現在(受託除く))

	施設名	定員	入所	前年同期	年齢別入所人員の内訳						
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
1	佐世保市中部子育て支援センター(大黒保育所)	100	84	80	3	19	16	20	12	14	84
2	佐世保市東部子育て支援センター(早岐保育所)	60	55	55	1	10	11	11	10	12	55
3	佐世保市北部子育て支援センター(上相浦保育所)	60	54	54	2	10	8	13	12	9	54
公立計 (下段は構成比率)		220	193	189	6	39	35	44	34	35	193
			88%	4	3.1%	20.2%	18.1%	22.8%	17.6%	18.1%	100.0%
4	大野保育所	110	84	93	3	11	20	18	15	17	84
5	光の子乳児保育園	40	23	26	1	11	11	0	0	0	23
6	日野保育園	130	111	118	5	18	25	21	19	23	111
7	保育所 海光園	50	48	50	2	11	7	11	9	8	48
8	進徳保育園	80	59	66	1	11	11	14	10	12	59
9	みどり保育園	60	55	64	4	7	10	11	10	13	55
10	三浦保育園	50	38	57	1	7	9	6	12	3	38
11	江永保育園	60	46	43	4	6	8	13	8	7	46
12	天童保育園	45	44	49	4	8	9	9	7	7	44
13	ひばり保育園	60	44	57	3	10	7	9	9	6	44
14	天神保育園	120	116	121	2	23	23	21	23	24	116
15	すみれ保育園	70	56	54	0	10	8	15	11	12	56
16	須佐保育園	70	59	65	2	13	15	7	12	10	59
17	相浦保育園	105	83	86	7	11	20	18	13	14	83
18	藤原幼児園	90	76	82	3	11	17	15	14	16	76
19	葦ヶ丘幼児園	160	141	151	8	32	29	25	24	23	141
20	あさひ保育園	80	89	92	2	14	17	17	18	21	89
21	春日幼児園	130	109	120	5	10	23	22	23	26	109
22	新田保育園	100	70	84	1	9	15	14	15	16	70
23	花高保育園	160	156	166	9	28	35	31	22	31	156
24	椎木保育園	120	116	119	9	18	22	21	24	22	116
25	アトム保育園	90	68	81	2	12	13	12	12	17	68
26	もみじが丘保育園	120	99	113	4	17	20	15	21	22	99
27	愛光保育園	60	45	48	0	9	11	10	7	8	45
28	針尾保育園	70	53	61	0	14	7	8	12	12	53
29	かいぜ保育園	140	146	139	4	28	27	35	24	28	146
30	ルンビニ保育園	170	113	125	7	25	24	17	21	19	113
31	佐世保中央保育園	70	70	79	1	5	16	18	14	16	70
32	世知原保育園	40	31	33	2	6	3	3	5	12	31
33	ゆりかご保育園	30	23	27	0	2	4	4	7	6	23
34	吉井北保育園	50	28	32	1	7	0	6	5	9	28
35	おはしほいくえん	60	50	55	1	7	9	9	12	12	50
36	ひとみ保育園	30	22	26	1	4	2	5	3	7	22
37	宇久幼児園	20	24	21	0	3	2	8	2	9	24
38	純心保育園	30	24	31	0	1	5	4	6	8	24
39	大崎保育園	50	46	53	2	8	5	12	8	11	46
40	三川内保育園	70	56	59	0	13	11	13	11	8	56
41	日宇保育所	400	215	216	15	33	55	30	42	40	215
42	柚木保育所	80	60	77	2	12	13	10	11	12	60
43	御船保育園	120	102	103	4	19	18	21	21	19	102
44	にじいろ保育園	100	36	62	4	15	16	1	0	0	36
45	楠栖保育所	80	54	55	3	10	9	8	13	11	54
46	めばえ保育園	60	70	67	4	10	17	15	11	13	70
47	保育サロンたんぽぽ	20	17	14	1	6	10	0	0	0	17
48	こぼと幼稚園舎	50	43	39	2	9	7	8	7	10	43
49	私立保育園 マミー	66	54	55	3	8	10	12	10	11	54
50	させぼ駅前保育園	50	52	52	5	7	8	16	10	6	52
51	太陽の子保育園	30	28	31	2	5	4	7	5	5	28
52	ベビーホームちびっ子的家	20	10	12	2	2	4	0	2	0	10
53	大野ベビーセンター	20	15	20	0	2	3	5	2	3	15
54	さくら保育園	36	35	38	1	6	7	9	5	7	35
55	さつき保育園	60	50	57	5	15	20	2	6	2	50
私立計 (下段は構成比率)		4182	3362	3644	154	599	701	641	613	654	3362
			80%	△ 282	4.6%	17.8%	20.9%	19.1%	18.2%	19.5%	100.0%
市外委託分			24	20	3	7	3	7	0	4	24
総合計 (下段は構成比率)		4402	3579	3853	163	645	739	692	647	693	3579
			81%	△ 274	4.6%	18.0%	20.6%	19.3%	18.1%	19.4%	100.0%

認定こども園入園状況 (令和5年4月1日現在(受託除く))

	施設名	定員	年齢別入所人員の内訳						合計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
1	比良幼保園	115	3	16	21	22	25	26	113
2	みなとこども園	115	4	17	23	17	20	20	101
3	光の子グレースこども園	160	4	10	13	20	18	24	89
4	赤崎青い実幼児園	165	7	21	27	31	31	30	147
5	江迎幼稚園・保育園	75	1	5	8	12	11	12	49
6	江迎青い実幼児園	105	2	7	19	12	15	15	70
7	御堂青い実幼児園	95	0	16	8	15	15	10	64
8	歌ヶ浦青い実幼児園	40	0	0	6	3	6	6	21
9	小佐々幼稚園・保育園	125	2	15	16	22	28	27	110
10	九州文化学園幼稚園	270	5	16	32	48	55	38	194
11	昭徳こども園	85	5	11	16	9	14	13	68
12	CANDYこども園	115	1	16	18	16	25	17	93
13	双葉こども園	145	4	21	17	21	17	24	104
14	深信幼稚園	80	2	6	15	12	15	9	59
15	早岐幼稚園	45	0	0	0	10	17	16	43
16	花高幼稚園	110	0	0	0	27	36	26	89
17	さつき幼稚園	210	0	0	0	64	71	52	187
18	東明幼稚園	95	2	7	15	17	21	22	84
19	大宮幼稚園	230	0	12	17	58	61	56	204
20	松円幼稚園	120	0	0	1	29	36	33	99
21	アソカ幼稚園	175	0	15	23	28	31	32	129
22	桜の聖母幼稚園	170	0	0	0	25	48	51	124
23	柚木幼稚園	45	0	0	2	11	10	10	33
24	東大野幼稚園	95	1	12	10	15	14	19	71
25	大野幼稚園	160	0	6	11	30	35	33	115
26	アソカ北幼稚園	165	0	17	16	38	36	31	138
27	菊の香幼稚園	75	1	11	3	12	20	14	61
28	皆瀬幼稚園	170	0	9	22	33	39	37	140
29	日野幼稚園	216	2	10	15	55	56	45	183
30	東相浦幼稚園	115	0	7	11	24	23	27	92
31	相浦幼稚園	140	0	0	4	41	26	37	108
32	いしだけ幼稚園	70	0	0	0	8	17	10	35
33	早岐くりのみ幼稚園	204	0	0	0	43	44	54	141
34	やまざみ幼児園	95	1	14	14	14	11	16	70
35	島地シティ夜間保育園	50	4	1	8	7	3	6	29
36	佐世保ステーション保育園	65	1	1	5	10	6	6	29
37	ぼっぼこども園	105	2	20	19	13	19	21	94
38	森のほいくえん	95	1	16	15	18	17	9	76
39	吉井にじいろこども園	85	5	12	8	8	15	12	60
40	塩浜青い実幼児園	115	1	22	24	23	20	27	117
41	有福保育園	95	3	16	17	14	14	15	79
市外委託分			3	12	5	15	7	9	51
総合計		5,005	67	397	504	950	1048	997	3963
(下段は構成比率)			1.7%	10.0%	12.7%	24.0%	26.4%	25.2%	100.0%

幼稚園入園状況 (令和5年4月1日現在(受託除く))

	施設名	定員	年齢別入所人員の内訳						合計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
1	市立白南風幼稚園	85	0	0	0	5	6	11	22
公立計		85	0	0	0	5	6	11	22
(下段は構成比率)			0.0%	0.0%	0.0%	22.7%	27.3%	50.0%	100.0%
2	潜竜聖母幼稚園	60	0	0	0	7	6	6	19
3	潮見幼稚園	75	0	0	0	12	16	18	46
4	黒髪くりのみ幼稚園	60	0	0	0	14	19	19	52
私立計		195	0	0	0	33	41	43	117
(下段は構成比率)			0.0%	0.0%	0.0%	28.2%	35.0%	36.8%	100.0%
市外委託分			0	0	0	0	0	0	0
総合計		280	0	0	0	38	47	54	139
(下段は構成比率)			0.0%	0.0%	0.0%	27.3%	33.8%	38.8%	100.0%

特定地域型保育事業入所状況 (令和5年4月1日現在(受託除く))

	施設名	定員	年齢別入所人員の内訳						合計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
1	浅子保育所(保育事業所)	12	0	2	1	0	1	0	4
2	高島保育所(保育事業所)	12	0	1	1	0	1	1	4
公立計		24	0	3	2	0	2	1	8
(下段は構成比率)			0.0%	37.5%	25.0%	0.0%	25.0%	12.5%	100.0%
3	させぼDayNursery	19	2	7	7	0	0	0	16
4	黒島こども園	5	0	0	2	1	1	1	5
私立計		19	2	7	7	0	0	0	21
(下段は構成比率)			9.5%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
市外委託分			0	3	1	0	0	0	4
総合計		43	2	13	10	0	2	1	33
(下段は構成比率)			6.1%	39.4%	30.3%	0.0%	6.1%	3.0%	100.0%

8 特別保育事業（私立保育所・認定こども園分） 保育幼稚園課

(1) 延長保育事業

保育所・認定こども園において、11時間の開所時間の前後に1時間以上の延長保育を行います。

〔令和4年度実績〕	実施保育施設数	62園	（うち1園については朝夕どちらも実施）			
夕1時間延長	実施保育施設数	56園	児童数	延べ	78,852人	
夕2時間延長	実施保育施設数	4園	児童数	延べ	11,145人	
朝4時間延長	実施保育施設数	1園	児童数	延べ	7,687人	
夕4時間延長	実施保育施設数	1園	児童数	延べ	389人	
〔財源内訳〕	国	1/3	県	1/3	市	1/3

(2) 一時預かり事業〔一般型〕

保育所・認定こども園において、保護者のパートタイム就労や病気、冠婚葬祭または育児による心理的・身体的負担により家庭での保育が断続的に困難な児童を一時的に保育します。

〔令和4年度実績〕	実施保育施設数	5園	延べ利用児童数	555人		
〔財源内訳〕	国	1/3	県	1/3	市	1/3

(3) 一時預かり事業〔幼稚園型〕

幼稚園・認定こども園において、1号認定の在園児および3号認定を受けた児童が教育時間を超えるなど、保育を要する場合に一時的に児童の保育を行います。

〔令和4年度実績〕	実施保育施設数	44園	延べ利用児童数	111,006人		
〔財源内訳〕	国	1/3	県	1/3	市	1/3

(4) 障がい児受入促進事業

障がい児保育に必要な環境整備を行い、障がい児の処遇の向上と障がい児を受入れる保育所・認定こども園の拡大を図ります。

〔令和4年度実績〕	実施保育施設数	7園		
〔財源内訳〕	国	1/3	市	2/3

(5) 障がい児保育事業

保育所・認定こども園において、中軽度の心身障がい児のうち、日々の通所が可能な児童を保育し、心身の発達を促します。

〔令和4年度実績〕	実施保育施設数	26園	児童数	40人
〔財源内訳〕	市	10/10		

(6) 看護師等配置促進事業

保育所・認定こども園において乳幼児の健康・安全管理等を図るため、看護師等の配置を促進します。

〔令和4年度実績〕	実施保育施設数	12園	延月数	56月
〔財源内訳〕	市	10/10		

(7) 医療的ケア児保育支援事業

保育所・認定こども園において医療的ケアを行う看護師を配置し、医療的ケア児の処遇の向上と医療的ケア児を受入れる保育所・認定こども園の拡大を図ります。

〔令和4年度実績〕 実施保育施設数 3園 児童数4人
〔財源内訳〕 国 2/3 市 1/3

(8) 産休病休代替職員費補助金交付事業

保育所・認定こども園において、職員が出産又は疾病のため長期間の休暇を必要とする場合、当該職員の職務を行うため代替職員を雇用することで、質の高い保育の支援を図ります。

〔令和4年度実績〕 対象者数 8人 補助対象日数 352日
〔財源内訳〕 市 10/10

(9) 保育士確保緊急対策事業

年度途中の入所児童増加に対応するため、年度当初からあらかじめ保育士の確保を行う施設に対し、人件費の助成を行うことで、待機児童の解消を図ります。

〔令和4年度実績〕 実施保育施設数 15園
〔財源内訳〕 市 10/10

9 地域型保育事業所 保育幼稚園課

地域における多様な保育の需要にきめ細かく対応し、質が確保された保育を提供することにより子どもの成長を支援し、子どもの福祉の増進を図ります。

施設名	住所	電話番号	定員	R5.4.1現在
浅子保育所	浅子町188-14	68-2033	12人	7人
高島保育所	高島町697	47-3799	12人	4人

〔財源内訳〕 国 1/2 県 1/4 市 1/4

10 子育て短期支援事業 子ども保健課子ども子育て応援センター

(1) ショートステイ事業

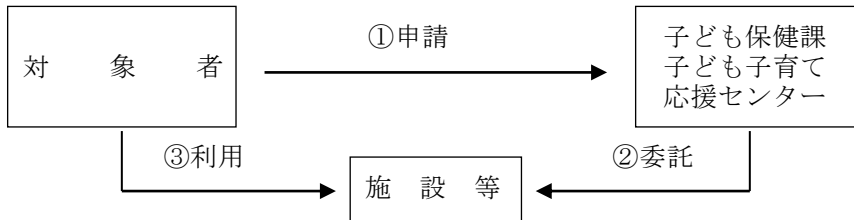
児童を養育している家庭の保護者が、疾病や社会的な事由により児童を家庭で養育することが困難なとき、児童養護施設（1歳児以上が対象）・乳児院（0～2歳児が対象）等にて一時的に（原則1週間以内）お預かりします。

(2) トワイライトステイ事業

児童を養育している家庭の保護者が、仕事等により夜間又は休日に不在になる場合、その児童を児童養護施設等にて預かり、生活指導のほか、食事の提供などを行います。

〔財源内訳〕 国 1/3 県 1/3 市 1/3

①費用 所得に応じた負担金があります。(表参照)



◇負担金（1日の経費）

子育て短期支援事業基準額表

区 分		ショートステイ事業		区 分		トワイライトステイ事業	
		保 護 者 負 担 額	佐 世 保 市 負 担 額			保 護 者 負 担 額	佐 世 保 市 負 担 額
生活保護等 世 帯	2歳未満	0円	10,700円	生活保護等 世 帯	夜間養護	0円	1,500円
	2歳以上	0円	5,500円		休日預かり	0円	2,700円
市 民 税 非 課 税 世 帯	2歳未満	1,100円	9,600円	市 民 税 非 課 税 世 帯	夜間養護	300円	1,200円
	2歳以上	1,000円	4,500円		休日預かり	350円	2,350円
一般世帯	2歳未満	5,350円	5,350円	一般世帯	夜間養護	750円	750円
	2歳以上	2,750円	2,750円		休日預かり	1,350円	1,350円

父子家庭、母子家庭及び養育者家庭については、市民税非課税世帯の区分に準ずるものとし、父子家庭、母子家庭及び養育者家庭であり、かつ市民税非課税世帯である場合は、生活保護等世帯の区分に準ずるものとする

1 1 助産施設 子ども保健課子ども子育て応援センター

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受け得ない妊婦について、助産を行います。

〔場 所〕 佐世保市総合医療センター

〔令和4年度実績〕 0人

1 2 児童発達支援センター 子ども発達センター

すぎのこ園は、発達に課題のある就学前の児童を対象にした通園施設です。子ども発達センターと連携を図りながら、集団生活の中で、子どもの個性を大切に保育を行っています。

施 設 名	住 所	電 話 番 号	定 員	R5.4.1現在
すぎのこ園	千尺町3-101	32-7791	30人	24人

1 3 ファミリーサポートセンター事業 子ども政策課

育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者からなる会員組織として「ファミリーサポートセンター」を設立し、その会員が地域において育児に関する相互援助活動を行

うことを支援します。

〔場 所〕 ファミリーサポートセンター佐世保（花園町101-1）
電話 42-1848

1.4 地域子育て支援センター事業 保育幼稚園課

子育て家庭等の育児不安などについて相談指導を行うほか、子育てサークル等への支援を行い、地域全体で健やかな子育て環境の基盤を形成します。

〔令和4年度実績〕 実施施設数 10ヶ所
 (内訳) 私立保育所 4ヶ所
 NPO法人 1ヶ所
 公立保育所 3ヶ所
 子ども発達センター 1ヶ所
 幼児教育センター 1ヶ所

<子育て支援センター一覧>

センター名	所在地	電話番号
佐世保市東部子育て支援センター (市立早岐保育所)	広田2丁目1-1	39-4002
佐世保市中部子育て支援センター (市立大黒保育所)	稲荷町2-25	32-1903
佐世保市北部子育て支援センター (市立上相浦保育所)	上相浦町5-13	47-3329
子ども発達センター内	常盤町6-1	23-3945
幼児教育センター内	山祇町387	31-0550
葦ヶ丘幼稚園地域子育て支援センター (葦ヶ丘幼稚園内)	黒髪町2-10	34-4188
日野子育て支援センター (日野保育園内)	日野町780-5	28-3264
ゆりかごくらぶ (ゆりかご保育園内)	世知原町栗迎120-26	76-2246
おはし子育て支援センター (おはしほいくえん内)	吉井町橋川内481-3	64-3525
親子ひろば「よんぶらこ」	本島町4-15 3F	080-1730-0181
(園によって内容は異なります) ・園庭開放 ・給食の試食 ・備品の貸出 ・育児講座の実施 (絵本の読み語り、ふれあい遊び) 等 ・子育て支援室の開放 ・育児情報誌の発行 ・地域サークル支援 ・出前保育の実施 ・図書の出借 ・ボランティア活動の育成		

15 病児保育事業

保育幼稚園課

保育所や幼稚園などに通っている児童が病氣中にあるため、保育所などでの集団保育が困難であると判断された場合に、保護者が仕事などで児童を保育するものがないとき、病児保育室において保育を行います。

(1) 実施施設

施設名	住所	電話番号
かんべ小児科病児保育室	木宮町4-8	47-5711
病児保育 ひよこハウス (くすもと小児科併設)	稲荷町20-10	31-7828
さいくさ小児科病児保育室	権常寺1丁目10-8	39-1005
いけだ小児科病児保育室	万徳町8-15	080-8587-6253
病児保育室 Teddy's (やまさきこどもクリニック併設)	吉岡町1747-5	37-8813

- (2) 利用料金 (保護者負担金については、所得等に応じ減免措置あり)
1日 2,000円 (申込料 500円が別途必要)

16 母子・父子・寡婦福祉

(1) 母子父子自立支援員 子ども支援課
ひとり親家庭等自立支援事業や、母子父子寡婦福祉資金貸付の相談を受け付けています。

(2) 母子家庭等自立支援事業 子ども支援課

①自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母や父子家庭の父が介護福祉士など指定した教育訓練を受講後、受講料の6割相当額（下限12,001円、上限は修学年数×40万円、最大160万円）が支給されます。
（受講前の事前申請が必要）

②高等職業訓練促進給付金等

母子家庭の母や父子家庭の父が就職に有利な資格（看護師、准看護師、美容師、保育士等）の取得を目指した訓練受講中に、給付金を支給します。

※1年以上のカリキュラムを養成機関で修業する場合に、修業期間の全期間（上限4年）、市民税非課税対象者 月額100,000円、市民税課税対象者 月額70,500円を支給します。さらに、養成機関の最終学年時に40,000円を加算します。また、修業終了時に修了支援金として、市民税非課税対象者 50,000円、市民税課税対象者 25,000円を支給します。

※令和5年度限りの特例として、対象資格の拡充（デジタル分野等の民間資格）や訓練期間の緩和（6月以上の訓練）が実施されましたが、令和6年度も継続される見込みです。

〔財源内訳〕 国 3/4 市 1/4

③母子父子自立支援プログラム策定事業

ひとり親家庭の親の個々の状況・ニーズに応じて就労支援計画書を策定し、面接等により就労支援を実施しています。

〔財源内訳〕 国 10/10

(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付 子ども支援課

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活安定とその児童の福祉の向上を図るために、各種資金の貸付を行っています。（次ページ表参照）

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金一覧表

(令和5年4月1日)

資金種類	資金利用者	内 容	貸付限度額(円)	償還期限	据置期間	利子	連保の有無
事業開始	母・父・寡婦	事業(例えば洋裁・軽飲食など)を開始するために必要な設備、機械などの購入資金	3,260,000円	7年	貸付後	0%	有
	母子・父子福祉団体		4,890,000円		1年	1.0%	無
事業継続	母・父・寡婦	現在営んでいる事業を継続するために必要な設備、商品などを購入する運転資金	1,630,000円	7年	貸付後	0%	有
	母子・父子福祉団体		1,630,000円		6ヶ月	1.0%	無
修学	児童・子	高校、大学、大学院、高等専門学校または専修学校に就学させるための授業料、書籍代、通学費などに必要な資金 大学等(※2)の場合は、課外活動費、自宅外通学にかかる経費、保健衛生費も対象	別表1のとおり	20年 専修学校(一般課程) 5年	修学終了後 6ヶ月	0%	×
就学支度	児童・子	小学校、中学校、高校、大学、大学院、高等専門学校または専修学校に入学に際して必要な被服などの購入に必要な資金	別表2のとおり	就学(大学、高校等) 20年 修業5年	修学終了後 6ヶ月	0%	×
技能習得	母・父・寡婦	事業を開始し、または就職するために必要な知識技能を習得するための授業料、通学費などの資金	月額 68,000円 (特別一括 816,000円) (自動車免許取得 460,000円)	20年	知識技能習得後 1年間	0%	有
			1.0%			無	
修業	児童・子	事業を開始し、または就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金 ※自動車免許は最終学年のみ対象	月額 68,000円 (自動車免許取得 460,000円)	20年	知識技能習得後 1年間	0%	×
就職支度	母・父・寡婦 児童	就職するために直接必要な被服、靴などの身の回り品を整えるための資金	105,000円	6年	貸付後 1年間	0%	有
			特別 340,000円 うち自動車購入分: 235,000円			1.0%	無
医療介護	母・父・寡婦 児童(介護除)	短期(期間が1年以内)の医療または介護を受けるために必要な資金	医療 340,000円 (特別 480,000円)	5年	医療期間 満了後 6ヶ月	0%	有
			介護 500,000円			1.0%	無
生活	母・父・寡婦	短期(期間が1年以内)の医療や介護を受けている期間、失業して1年以内の期間の生活を維持するための資金	月額 108,000円 (特別一括 324,000円)	医療 5年	終了後 6ヶ月	0%	有
			母・父が生計中心者でない場合は	失業 5年	貸付後 6ヶ月	0%	有
		配偶者のいない女子・男子となって7年未満の者が生活を安定させるための資金(生活安定期間)※1	月額 70,000円 (特別一括 210,000円)	安定 8年	貸付後 6ヶ月	0%	有
	技能習得期間中の生活を維持するための資金	技能月額 141,000円 (特別一括 423,000円)	技能 20年	習得後 6ヶ月	0%	有	
	母・父	児童扶養手当を受給していない家計急変者(期間は原則3か月以内、最長1年)	児童扶養手当の額(全額支給の額)	10年	貸付後 6ヶ月	0%	有
住宅	母・父・寡婦	現に居住し、かつ所有している住宅の補修、または購入するための資金	1,500,000円	6年	貸付後	0%	有
			(災害 2,000,000円)	災害 7年	6ヶ月	1.0%	無
転宅	母・父・寡婦	転居のため、住宅の賃貸借契約により必要な敷金、前家賃及び運送代などの転居資金	260,000円	3年	貸付後 6ヶ月	0%	有
結婚	母・父・寡婦	扶養している子どもの婚姻に際し必要な資金	310,000円	5年	貸付後 6ヶ月	0%	有
						1.0%	無

※連保の有無の欄について、連帯保証人の有無に関わらない場合は「×」とする。

※1 生活安定貸付期間中の貸付金額の合計額の上限については2,592,000円

※2 大学、短大、専修学校(専門課程)、高等専門学校(4,5年次)

限度額は1学年の場合

別表1(修学資金の貸付限度額)

学 校 区 分	貸付月額	
	自宅通学	自宅外通学
高校・専修学校(高等課程)	国公立	27,000円
	私立	45,000円
高等専門学校	国公立	31,500円
	私立	48,000円
専修学校(専門課程)	国公立	67,500円
	私立	89,000円
短大	国公立	67,500円
	私立	93,500円
大学	国公立	71,000円
	私立	108,500円
大学院	修士課程	132,000円
	博士課程	183,000円
専修学校(一般課程)		52,500円

別表2(就学支度資金の貸付限度額)

学 校 区 分	1回の貸付額	
	自宅通学	自宅外通学
小学校(非課税者)	64,300円	
中学校(非課税者)	81,000円	
修業施設(中学校卒業)	150,000円	160,000円
修業施設(高校卒業)	272,000円	282,000円
専修学校(一般課程)	150,000円	160,000円
高校・専修学校(高等課程)	国公立	150,000円
	私立	410,000円
大学・短大・高等専門学校 専修学校(専門課程)	国公立	410,000円
	私立	580,000円
大学院	国公立	380,000円
	私立	590,000円

17 母子保健

(1) 健康診査

子ども保健課

①妊婦委託健康診査（医療機関委託）

全妊婦を対象に、14回の健診ができるよう受診票を交付します。（母子健康手帳別冊添付）
妊娠中の異常を早期に発見し、適切な援助を行うことで、健康な妊娠の継続を図ります。
（必要に応じて精密健康診査を実施）

〔令和4年度受診者数〕 1,726人 延19,217件（うち精密健診数 280人）

②乳児委託健康診査（医療機関委託）

1歳未満の乳児を対象に前期と後期の2回の健診ができるよう受診票を交付します。（母子健康手帳別冊添付）
身体の異常や障がいを早期に発見し、適切な援助を講じ、健康の保持増進を図ります。
（必要に応じて精密健康診査を実施）

〔令和4年度受診者数〕 2,583人（うち精密健診延数 41人）

③4か月児健康診査

対象は生後3～4か月児です。乳児期最初の発達の節目にあたり、疾病及び発達や育児上の問題点の早期発見を行います。育児相談を行い、母親（家族）の安定した育児継続を支援します。また必要な子どもに対して、適切な時期に適切な療育相談等を提供します。
（必要に応じて精密健康診査を実施）

〔健診場所〕 中央保健福祉センター4階 子ども健診室、エコspa佐世保内、
宇久保健福祉センター、江迎支所、小佐々支所
※ 健診日時、場所は個別に通知します。

〔令和4年度受診者数〕 1,593人（うち精密健診延数 56件）

④1歳6か月児健康診査

対象は1歳6か月～1歳8か月児です。乳児期から幼児期への移行期に、心身の発達をチェックし、適切な健診を行うことで、心身の障がいを早期に発見し、子どもの健全な成長発達を図ります。生活習慣の自立、歯科保健などの育児相談、支援を行います。（必要に応じて精密健康診査を実施）

〔健診場所〕 中央保健福祉センター4F 子ども健診室、エコspa佐世保内、
宇久保健福祉センター、江迎支所、小佐々支所
※ 健診日時、場所は個別に通知します。

〔令和4年度受診者数〕 1,776人（うち精密健診延数 50件）

⑤3歳児健康診査

対象はおおよそ3歳6か月児です。幼児期の心身発達の重要な時期に総合的な健診を実施し、その結果に基づき適切な相談、支援を行います。（必要に応じて精密健康診査を実施）

〔健診場所〕 中央保健福祉センター4F 子ども健診室、エコspa佐世保内、
宇久保健福祉センター、江迎支所、小佐々支所
※ 健診日時、場所は個別に通知します。

〔令和4年度受診者数〕 1,863人（うち精密健診延数 354人）

⑥発達健康診査（二次スクリーニング）

発達に遅れの心配がある乳幼児を対象とします。早期発見、早期治療を目的に、小児科医や小児整形の専門医が診察・助言を行います。

〔健診場所・日時等〕

区 分	実 施 場 所	実 施 日 時	備 考
小 児 整 形	子ども健診室	毎月1回（指定水曜日・午前）	※予約が必要
小 児 科	子ども健診室	毎月2回（第1・3火曜日・午後）	※予約が必要

〔令和4年度受診者数〕 小児整形 79人
小児科 194人

（2）保健指導・相談 子ども保健課

①妊婦相談・母子健康手帳交付

妊娠届出を行った人を対象とします。母子健康手帳交付時に妊婦の保健指導を行うとともに、健診等各種の母子保健サービスの情報を提供し、妊娠・分娩・出産・育児の各過程への援助のきっかけを作ります。

〔相談場所・日時等〕

実 施 場 所	相 談 日	受 付 時 間
中央保健福祉センター 4F 子ども健診室	毎週木曜日（第4木曜日以外）	9：00～10：30
エコspa佐世保内	毎月 第1、第3月曜日	9：45～11：00
相浦地区コミュニティセンター	毎月 第1火曜日	9：30～11：00
宇久保健福祉センター	随時 事前予約制	8：30～10：30
小佐々地区コミュニティセンター	第2火曜日 事前予約制 （年4回）	10：00～11：00
世知原支所	第4火曜日 事前予約制 （年2回）	10：00～11：00
吉井支所	第4火曜日 事前予約制 （年3回）	10：00～11：00
鹿町地区コミュニティセンター	第3火曜日 事前予約制 （年3回）	10：00～11：00
江迎支所	偶数月 第3水曜日 事前予約制	10：00～11：00

〔令和4年度実績〕 1,635人

②マタニティ学級

妊婦（特に初妊婦）を対象とします。

妊娠・分娩・育児についての集団指導(健康学習)、先輩ママとの交流会等で知識の啓発普及を図るとともに、妊婦間の友達作りのきっかけの場とします。他に、健康づくり課栄養士によるマタニティクッキングクラスでの栄養指導への参加を促します。

〔開催場所・日時等〕

開催場所	開催日	開催時間
中央保健福祉センター 6F 研修室	奇数月の水曜日（3回コース） 予約制 年間18回	9：30 ～11：30 ※ 受付時間 9:00～9:30
宇久保健福祉センター	随時	随時

〔令和4年度実績〕 参加実数 中央保健福祉センター 77人
 （妊婦77人、父親0人）
 宇久保健福祉センター （妊婦0人）

③プレパパ学級

初めて親になる夫婦を対象とします。父親が主役ですが、両親で参加する学級です。

お父さんが妊娠中からより一層お母さんのことを理解し、沐浴実習などを通して育児の参加をすることを促します。

〔開催場所・日時等〕

開催場所	開催日	開催時間
中央保健福祉センター 6F 研修室	2か月に1回 (要予約制) 年6回	10：00 ～12：00 ※ 受付時間 9:40～10:00
宇久保健福祉センター	年2回	随時

〔令和4年度実績〕 参加実数 中央保健福祉センター 父親67人 母親66人
 宇久保健福祉センター 父親 0人 母親 0人

④児童虐待予防の産科医療機関との連携事業

児童虐待予防のため、産科医療機関の持つ妊娠初期から産後1か月くらいまでの母子の情報について、行政における保健・福祉が共有し、必要な支援につなげていくものです。

〔令和4年度実績〕 診療情報提供書数 69件 〈質問票提出数 3, 592件〉

⑤すくすく広場親子教室

1歳6か月児健康診査以降の児を対象にしています。子どもの心身の発達を促すことを目的とし、〈1〉親子での参加、〈2〉集団遊びの中での発達援助や日常生活相談を行う、〈3〉母親の育児の不安や悩みの相談・解決、〈4〉遊びのヒントの提供をします。保健師、保育士、

臨床心理士の参加により、よりよい子どもの発達と母親への支援を行う場とします。

〔開催場所・日時等〕

開催場所	開催日	内容
東部子育て支援センター 北部子育て支援センター	毎週火・木曜日（午前） 9：30～12：00	1. 親子の集団遊び 2. 保健師の育児相談 3. 臨床心理士や保健師の講話
猪調住民センター	毎週火曜日（午前） 9：30～12：00	4. 母親同士の情報交換等

〔令和4年度実績（親子教室のみの実績）〕

開催回数 121回 参加実数 32組79人
 (幼児延数 595人 保護者延数 516人)

⑥個別育児相談

乳幼児期の子どもの心の問題や親子関係など心理面での相談を臨床心理士が行います。

〔令和4年度実績〕 個別 18回 (延31件)

⑦未熟児訪問指導

未熟児養育医療申請時や退院時サマリー等により、必要に応じて訪問相談を行います。

〔令和4年度実績〕 102件

⑧妊産婦・乳幼児等訪問指導

妊産婦・乳幼児等を対象にします。母性、乳幼児の健康保持のため、または健康診査の結果継続して相談、援助の必要な事例に対し、日常生活場面での状況を把握するとともに、必要な支援や地域の関係機関や関係者との連携づくりを行います。

	実数	延数
〔令和4年度実績〕 〈1〉妊産婦	503件	564件
〈2〉乳幼児等	1,143件	1,338件

⑨家族計画指導事業

希望者を対象とします。各健康診査や健康教育の場で、個別または集団指導を実施します。また、必要に応じて受胎調節実地指導を実施します。

〔令和4年度実績〕 47件

⑩思春期の子ども対策事業

地域ぐるみでのいのちの大切さも含んだ性教育に、関心をもって取り組んでいけるように、幼稚園、保育所などの幼児や、保護者向けの健康教育を実践ボランティア養成講座修了者とともにに行っているものです。「思春期の性教育推進委員会」の意見を中心に、学校教育課、健康づくり課と事業展開しています。

[令和4年度実績]

〈1〉いのちのお話会

子ども（保育所、幼稚園、小・中学校など）	24回	延数	393人
保護者など	24回	延数	177人

〈2〉いのちのお話会養成講座 1クール 延数 54人

〈3〉思春期の庁内連絡会 3回 延数 19人

⑩子どもの心の健康づくり事業

- 〈1〉子育てサポーター養成・活動支援
- 〈2〉子どもを支えるカウンセリング事業
- 〈3〉子ども安心ネットワーク事業

(3) 子ども発達センター 子ども発達センター

◇佐世保市子ども発達センター

[所在地] 佐世保市常盤町6-1 サンクル4番館内 Tel 23-3945

[開設年月日] 〈1〉平成10年 4月 1日（暫定オープン）

〈2〉平成10年10月 1日（本格オープン）

〈3〉平成27年 2月 1日（移転オープン）

[開設の経緯] 当センターが開設されるまで、長崎県北地区には、心身の発達に遅れや障がいのある子どもを対象にした療育施設がありませんでした。障がい児を持つ家庭では、諫早や長崎、福岡などの施設へ通い、治療やリハビリテーションを受けていましたが、遠距離であるため通所の負担が大きく、療育専門施設の開設が久しく待ち望まれていました。

佐世保市では、このような状況を踏まえ平成7年に「療育システム検討協議会」を、さらに平成8年には「子ども発達センター（仮称）設立検討協議会」を設置して検討を重ね、平成10年10月、専門の常勤スタッフを配置して花園町ふれあいセンター内にオープンしました。

平成27年2月、利用者の利便性向上を図るため、アーケードに面した常盤町に移転しました。

①親子交流部門（地域子育て支援センター事業）

〈1〉わいわい広場（自由利用スペース）

安心して子どもを連れて自由に遊べるスペースを提供し、子育て関係の各種情報提供や育児相談を行っています。

[利用時間]	月～金曜日	9:00～16:00（水曜日のみ17時まで）
	日曜日・祝日	10:00～16:00
	休館日	土曜日・年末年始（12/29～1/3）

〈2〉体操や読み聞かせなど「わくわく」

体操やふれあい遊び、絵本の読み聞かせなどを行います。

[実施日等] 平日 11:30～12:00

〈3〉運動面に心配のあるお子様への支援「もみじ」

1歳6か月未満の子どもと保護者を対象に、寝返りをしない、お座りが不安定などの運動面に心配のある子どもへの遊びの提供や情報交換を行います。

〔実施日等〕 3ヶ月1クール 定員4組程度
毎月第1・3木曜日 9:30～11:00

〈4〉小グループ「のびのび」

「子育てって、むずかしいな?」「子育てのヒントがほしいな!」と思われている方を対象に、小グループで保育士と育児アドバイザーによる親子遊びや育児相談を行っています。

〔実施日等〕 3ヶ月1クール 定員6組程度
毎月第2・4金曜日 9:30～11:00

〈5〉双子以上支援「ツインズちゃん」

双子以上の親子や双子を妊娠している方を対象に情報交換や親子あそびの会を実施しています。

〔実施日等〕 毎月第1・3金曜日 9:30～11:00 予約が必要

②療育部門

〈1〉診療事業（保険診療）

心身の発達や心理・行動面に心配のあるお子様について、医師の診察や検査情報を総合的に検討した上で、センター内でのリハビリ、家庭や園・学校への助言等を実施しています。すべて予約制です。

ア 利用時間 ・小児科（常勤、非常勤医） 月曜～金曜
・整形外科（非常勤医） 年数回

イ 各診療内容・理学療法 運動発達の遅れや障がいへの運動療法
・作業療法 人との関わり、手の動きなどへの遊びを通じた治療
・言語聴覚療法 言葉やコミュニケーションの促進。聴力検査
・心理療法 心理面・対人面での課題がある子に遊びや言葉での関わり、保護者相談

〔令和4年度実績〕 計2,132名が延べ11,304回利用

〈2〉児童発達支援事業「にこにこルーム」

児童福祉法に基づいた利用者負担があります。

医師等と相談し作成した保育メニューに基づいた親子通園による少人数の発達支援グループです。また保護者向けの育児講座を開き、随時の育児相談も行っています。

〔令和4年度実施状況〕

曜日	対象	グループのねらい
月（AM）	運動の遅れ（未歩行）	基本的な身体の動作を育てる。対人意識の芽生えを促す。

火 (PM)	多動・対人関係の未熟	感覚運動遊びを通して、行動の調整能力、社会性の向上を促す。
水 (AM)	多動・対人関係の未熟	感覚運動遊びを通して、行動の調整能力、社会性の向上を促す。
木 (AM)	多動・対人関係の未熟	ふれあい遊びなどを通して、対人意識とコミュニケーション意欲の向上を促す。
金 (AM)	運動・言語の遅れ	遊びを通して、コミュニケーションの発達、基本的な生活習慣を促す。

計5グループ実施 49名が延べ782回通園

〈3〉障害児等療育支援事業

平成12年10月から障害児（者）地域療育ネットワークの向上を図ることを目的に、児童発達支援センター「すぎのこ園」と共同で実施しています。スタッフによる訪問や外来などの方法で、個人や幼稚園・保育園・学校等の施設を対象とした幅広い支援を行っています。

〔令和4年度実績〕

訪問療育指導	延べ39件
外来療育指導	延べ198件
施設支援	103施設(保育所幼稚園54、学校43、その他17)に延べ266件

〈4〉歯科保健相談

一般開業医での受診が難しい子どもたちに対して、健診や歯磨き指導を通して、歯科保健の啓発を行っています。

〔令和4年度実績〕

8回実施	中央保健福祉センター	6回
	子ども発達センター	2回
利用者	計51名	

（4）医療援護事業 子ども支援課・子ども保健課

①未熟児養育医療

入院療育を必要とする未熟児を対象に、医療費の公費負担を行い保護者の負担の軽減を図ります。（所得に応じて保護者の一部負担金があります）

〔対象者〕

- 〈1〉 出生時の体重が2,000グラム以下のもの
- 〈2〉 生活力が特に薄弱であって次のいずれかの症状を示すもの
 1. 一般状態
 - A：運動不安、痙攣
 - B：運動が異常に少ない
 2. 体温摂氏34度以下
 3. 呼吸器、循環器系
 - A：強度のチアノーゼ持続

- B：チアノーゼ発作を繰り返す
- C：呼吸数が毎分50以上で増加傾向
- D：呼吸数が毎分30以下
- E：出血傾向が強い

4. 消化器

- A：生後24時間以上排便がない
- B：生後48時間以上嘔吐が持続
- C：血性吐物がある
- D：血性便がある

5. 黄疸

- A：生後数時間以内に発生
- B：異常に強い

6. その他の所見

合併症の有無等

〔令和4年度実績〕 認定 72件



②育成医療

身体に障がいのある子どもに対し、早期に適切で専門的な医療を行うことにより、その障がいの軽減を図り、また、医療費を公費負担することにより、健全な育成と保護者の経済的負担軽減を図ります。（所得に応じて保護者の一部負担金があります）

〔対象者〕 身体に障がいのある満18歳未満の子ども

〔令和4年度実績〕 新規認定 24件 継続認定 20件



③小児慢性特定疾病対策総合支援事業

特定疾病の治療は長期療養となり、医療費の負担も高額となるため、医療費を公費負担し適切な治療が受けられ健全な育成ができるよう援助します。

（所得に応じて保護者の一部負担金があります）

〔対象者〕 厚生労働大臣が定める疾病患者のうち、当該疾病の状態が認定基準により定める程度である方で、18歳未満の児童。（ただし、18歳到達時点において、本事業の対象であり、引き続き治療が必要であると認められる場合には、20歳未満まで対象となります）

〔令和4年度実績〕 新規認定 55件 継続認定 305件

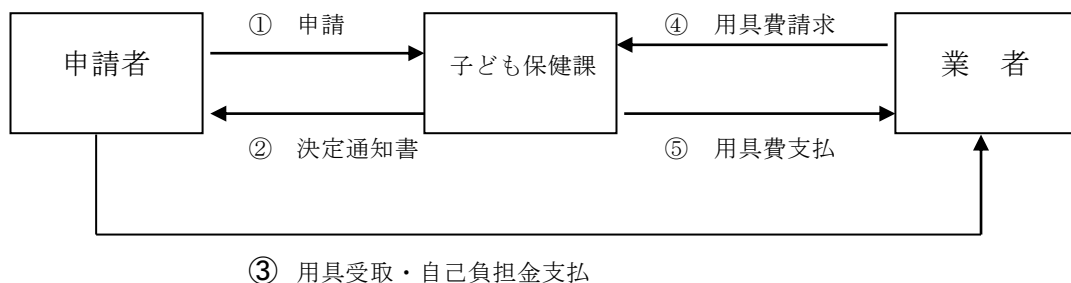


④小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病対策総合支援事業の対象者で、日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児に対して、日常生活用具(18品目)を給付することにより日常生活の便宜を図り、生活の質を高めるよう支援します。(所得に応じて保護者の一部負担金あり)

[対象者] 小児慢性特定疾病対策総合支援事業の対象者で、身体障害者福祉法による施策の対象者とならない者。
(身体障害者手帳による給付が受けられない者)

[令和4年度実績] 1件



⑤福祉医療

支給対象者が、健康保険の対象となる治療を受けた際に支払った一部負担金のうち、次の表に定める自己負担額を差し引いた残りを助成します。
ただし、他の法令等による給付を優先します。

〈1〉対象者等

支給対象者		助成対象	自己負担額	手続きに必要なもの
乳幼児	0歳 ～ 小学校就学前	入院	月ごと医療機関ごと 1日800円 上限 月1,600円	<ul style="list-style-type: none"> ・お子様の健康保険証 ・保護者名義の銀行口座 ・マイナンバー確認書類 ・本人確認書類
		外来		
小学生 ・ 中学生	小学校1年生 ～ 中学校卒業	入院	院外処方の薬代は自己負担額 なし	
		外来		

高校生等	中学校卒業後 ～ 18歳の年度末	入院				
		外来				
ひとり親家庭	母または父（20歳未満の子を養育する者）	入院				<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・申請者名義の銀行口座 ・マイナンバー確認書類 ・本人確認書類 ・その他（申請者に応じて必要書類が異なります）
		外来				

〈2〉支給方法

乳幼児の県内受診及び小中学生・ひとり親家庭の市内受診については現物給付、それ以外は償還払い

〈3〉所得制限

ひとり親家庭のみ 児童扶養手当の所得制限限度額表を参照

[令和4年度実績]

区 分		件 数	金 額 (円)
乳 児	入 院	695	30,883,769
	外 来	17,005	25,189,561
幼 児	入 院	522	23,746,093
	外 来	135,456	155,216,432
小・中学生	入 院	500	24,003,653
	外 来	132,492	214,171,800
母子家庭の母	入 院	129	4,566,490
	外 来	22,125	48,533,099
母子家庭の子	入 院	78	3,178,073
	外 来	17,560	28,647,457
父子家庭の父	入 院	10	325,099
	外 来	1,045	2,575,040
父子家庭の子	入 院	1	80,308
	外 来	691	1,495,908
合 計		328,309	562,612,782

(1) 令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等の影響に直面し、その影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、国の補助金を活用し、給付金を支給したものです。

●ひとり親世帯分

①支給対象

- 〈1〉令和4年4月分の児童扶養手当の受給者（全額停止の方は除く）
- 〈2〉公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- 〈3〉新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の受給者と同じ水準となっている方

②対象児童

- 〈1〉〈2〉平成16年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童及び令和4年4月時点において障がいの状態にある20歳未満の方
- 〈3〉平成16年4月2日以降生まれた児童又は申請時点において障がいの状態にある20歳未満の方

③支給額 対象児童一人につき5万円を支給しました。

④対象児童数 3,717人（令和5年3月末時点）

⑤支給額 185,850千円（令和5年3月末時点）

	世帯数（世帯）	児童数（人）	支給額（千円）
〈1〉児童扶養手当受給者	2,211	3,497	174,850
〈2〉公的年金等受給者	36	51	2,550
〈3〉家計急変者	101	169	8,450
計	2,348	3,717	185,850

⑥財源内訳 国 10/10

●ひとり親世帯以外分

①支給対象

- 〈1〉令和4年4月分から令和5年3月分までの児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度の住民税均等割が非課税の方（公務員を除く）
- 〈2〉令和4年度の住民税均等割が非課税の方（高校生のみ養育している方、公務員の方）
- 〈3〉新型コロナウイルス感染症の影響で、令和4年1月1日以降の家計が急変し、令和4年度の住民税均等割が非課税の方と同様の事情にあると認められる方

②対象児童 平成16年4月2日（障がいがある場合は平成14年4月2日）から令和5年2月28日までの間に出生した児童

③支給額 対象児童一人につき5万円を支給しました。

④対象児童数 3,413人(令和5年3月末時点)

⑤支給額 170,650千円(令和5年3月末時点)

	世帯数(世帯)	児童数(人)	支給額(千円)
〈1〉児童手当等受給者	1,574	3,198	159,900
〈2〉令和4年度非課税者	126	145	7,250
〈3〉家計急変者	25	70	3,500
計	1,725	3,413	170,650

⑤財源内訳 国 10/10

(2) 令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業

食費等の物価高騰等の影響に直面し、その影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、国の補助金を活用し、給付金を支給したものです。

●ひとり親世帯分

①支給対象

- 〈1〉令和5年3月分の児童扶養手当の受給者(全額停止の方は除く)
- 〈2〉公的年金等を受給し、令和5年3月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている方
- 〈3〉食費等の物価高騰等の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の受給者と同じ水準となっている方

②対象児童

- 〈1〉〈2〉18歳到達後最初の3月31日が令和5年3月31日以降である児童又は令和5年3月時点において障がいの状態にある20歳未満の方
- 〈3〉18歳到達後最初の3月31日が令和6年3月31日以降である児童又は申請時点で障がいの状態にある20歳未満の方

③支給額 対象児童一人につき5万円を支給しました。

④財源内訳 国 10/10

●ひとり親世帯以外分

①支給対象

- 〈1〉令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)の支給を受けた方
- 〈2〉令和5年度の住民税均等割が非課税の方又は免除されている方
- 〈3〉食費等の物価高騰等の影響を受けて令和5年1月以降の家計が急変し、住民税均等割非課税相当の収入となった方

②対象児童 平成17年4月2日(障がいがある場合は平成15年4月2日)から令和6年2月29日までの間に出生した児童

③支給額 対象児童一人につき5万円を支給しました。

④財源内訳 国 10/10